

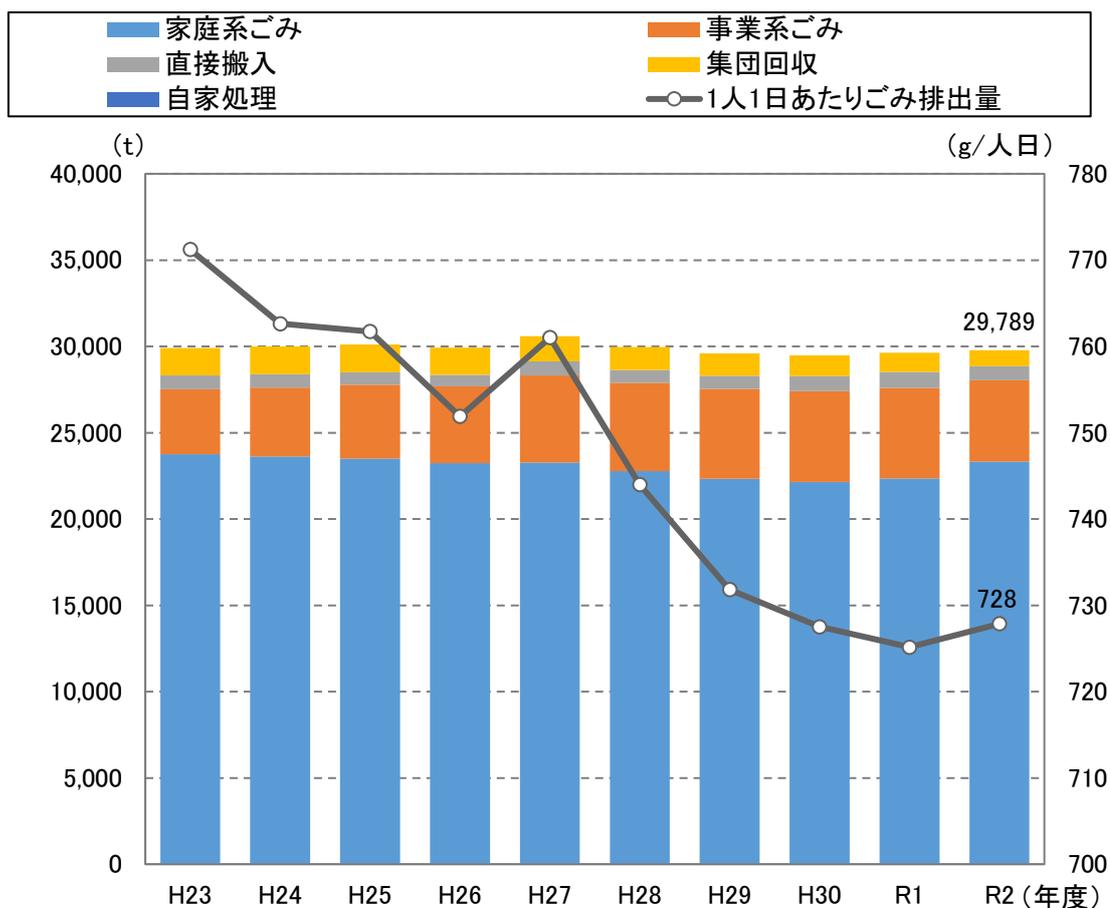
施策の方針1-2
循環型まちづくりの推進

施策1-⑤ 4Rの推進

◇現状と課題

【現状】

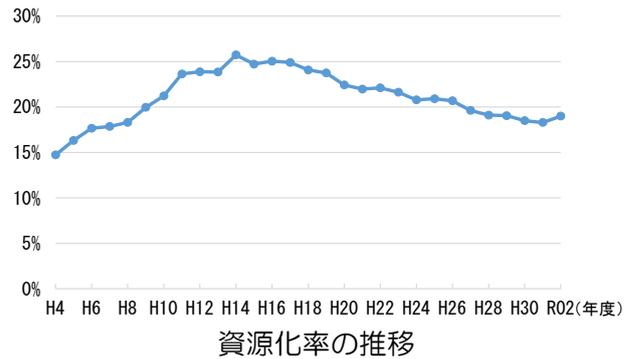
- ごみの総排出量はほぼ横ばいで推移していますが、近年は微増傾向となっています。
- 事業系ごみは、令和元年度まで増加の傾向が見られましたが、令和2（2020）年度には減少に転じたのに対し、近年減少傾向にあった家庭系ごみは、令和2年度には増加しています。これは、新型コロナウイルス感染症の流行により、企業活動の縮小やテレワークが増えたことで在宅時間が長くなったことなどが考えられます。
- 富士見市ではごみの削減、減量、再利用などによる4Rを推進しており、エコバッグの配布、フードドライブの実施、リユース活動の推進などに取り組んでいます。
- 令和2（2020）年度における1人1日あたりのごみ排出量は約728gで、県内第1位の少なさとなっています。



ごみ排出量の推移（再掲）

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）より一部編集

- 資源化率は、近年は概ね19%前後で推移しており、リサイクルの推進に努めていますが、平成14年度以降は低下傾向にあります。



出典：統計ふじみ

- 富士見市では令和3（2021）年4月に一般廃棄物処理基本計画・第3次計画を策定し、計画の推進に取り組んでいます。
- 富士見市では令和3（2021）年度より事業者と連携して食品廃棄物のバイオガス化を開始しました。食品廃棄物搬入量の増加による廃棄物の削減を進めています。

【課題】

- テレワークの増加等の新たな生活様式を踏まえたごみの削減に向けた取組が求められます。
- 資源化率の向上が求められます。

◇主な取組

行政の取組

- ごみの発生を抑制するため、使い捨て商品の過剰包装を断るなど、環境に配慮した製品を選んで購入する消費者（グリーンコンシューマー）の育成に取り組めます。
- 出前講座やインターネット、SNSを活用した4Rの普及啓発を図ります。
- フードドライブなどにより食品ロス削減の普及啓発を図ります。
- 市民・事業者の水切り等による生ごみの減量化と堆肥化の普及啓発を図ります。
- 公共施設から排出される生ごみの減量化と堆肥化を行います。
- 生ごみ等のバイオマスの利活用の推進について検討します。
- 公園等の剪定枝のチップ化を行います。
- 学校等における落ち葉の堆肥化を図ります。
- 市民と協働した落ち葉の活用方法を検討します。
- 富士見市一般廃棄物処理基本計画の周知に努め、ごみの適正処理、有効活用を図ります。

市民・事業者に期待される取組

- 環境への負荷が少ない製品・サービスを優先的に購入すること（グリーンコンシューマリズム）を意識した消費に努めます。 市民 事業者
- エコバックやマイボトルの持参などを行い、使い捨ての製品を避けるなどプラスチックごみの削減に努めます。 市民 事業者
- ごみの分別を徹底し、リサイクルに努めます。 市民 事業者
- 使わなももの・着られない服などはフリーマーケットや SNS を利用して、リユースに努めます。 市民
- 生ごみの水切りやコンポストの利用など、生ごみの減量化に努めます。 市民 事業者
- 地域で行われる集団資源回収の積極的な利用に努めます。 市民
- 家庭・事業所における食品ロス対策の推進に努めます。 市民 事業者

◇施策の推進指標

ごみの削減にはリサイクル率の向上が求められます。また、富士見市の誇りともいえる1人1日あたりのごみの排出量の少なさを維持し続ける必要があります。

指標	現状値	目標値
資源化率	19% 【R2 (2020)】	21.1% 【R12 (2030)】
1人1日あたりのごみ排出量	約 728 g 【R2 (2020)】	635 g 【R12 (2030)】
バイオガス化に使用する食品廃棄物搬入量	約 110 t 【R3 (2021)】	調整中 【R14 (2032)】

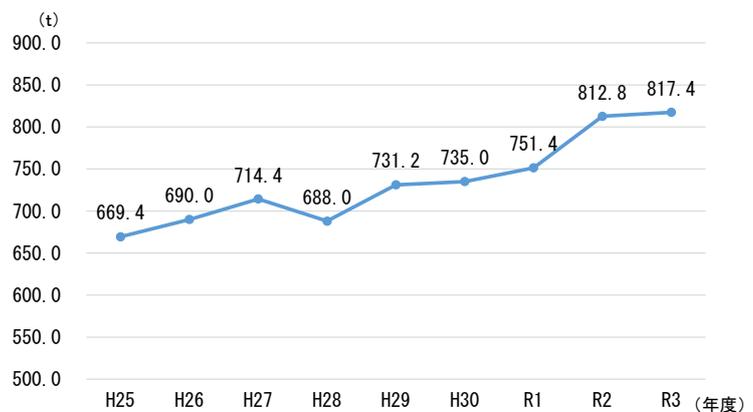
(予定) コラム グリーンコンシューマー

施策1-⑥ 脱プラスチック化の推進

◇現状と課題

【現状】

- プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっています。こうした背景から、政府では、令和元（2019）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewableの基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げました。
- 令和3（2021）年6月には、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。
- 一般家庭から出されたプラスチックごみの排出量は、年々増加しており、令和3年（2021）度は平成25（2013）年度以降、最大となりました。排出されたプラスチックごみのうち、多くはリサイクルにより再資源化されていますが、再資源化に必要なエネルギーの使用に伴う二酸化炭素が排出されています。



プラスチックごみの排出量の推移

資料：環境課資料

【課題】

- 増加しているプラスチックごみ削減のため、エコバッグやマイボトルの利用などによる、使い捨てプラスチックの抑制などを更に推進する必要があります。

◇主な取組

行政の取組

- 一般廃棄物処理基本計画における取組の推進による、プラスチックごみの削減を図ります。
- 適切なごみ分別などによるプラスチックごみの資源化について普及啓発を図ります。
- 市民・事業者に対し、プラスチックごみ削減の取組を促進するための情報提供を行います。
- プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を継続します。

市民・事業者に期待される取組

- エコバッグやマイボトルの持参などを行い、使い捨ての製品を避けるなどプラスチックごみの削減に努めます。（再掲）
- ごみの分別を徹底し、リサイクルに努めます。（再掲）
- 再生プラスチック製品、バイオプラスチック製品の購入に努めます。

市民

事業者

市民

事業者

市民

事業者

- 事業活動での簡易包装化、バイオプラスチックの導入、再商品化を検討します。

事業者

◇施策の推進指標

脱プラスチック化に向けてプラスチックごみの削減及びプラスチックの資源化を強化します。

一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素の排出量は、焼却ごみに含まれるプラスチックごみの割合が高くなると増加することからも、脱プラスチック化を推進することで二酸化炭素排出量の削減につながります。

指標	現状値	目標値
家庭ごみから排出されるプラスチックごみの排出量	817.4 t 【R3 (2021)】	調整中 【R14 (2032)】
買い物袋を持参し、レジ袋は使わないようにしている市民の人の割合 【市民アンケート（いつも・時々行っている）の割合】	91.0% 【R3 (2021)】	調整中 【R14 (2032)】

(予定) コラム プラスプーンやプラストローなど
ワンウェイプラスチック有料化の流れ

基本目標2 豊かな自然を育み共生するまち

施策の方針2-1 緑と水辺の保全

施策2-① 緑の適切な保全管理

◇現状と課題

【現状】

- 緑地は平成28（2018）年度比で、都市緑地で0.8haの増加となっていますが、保存樹林は1箇所0.7ha、緑の散歩道は3箇所0.5haの減少となっています。
- 「富士見市湧水と緑の活用基本方針」を令和3年度に策定し、緑の保全を推進しています。
- 保存樹木として令和2（2020）年度では14種78本が指定されています。
- 緑地保全基金等を活用し、緑地を取得するなど公有緑地を増やす取組を進めています。

緑地の状況（再掲）

区分	平成28年度 (3月31日)		令和3年度 (12月31日)	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
都市緑地	16	18.5	16	19.3
保存樹林	15	4.4	14	3.7
緑の散歩道	6	1.2	3	0.7
市民緑地	4	1.9	4	1.9

出典：統計ふじみ

保存樹木の指定状況

樹種	本数	樹種	本数
ケヤキ	39	スギ	2
シラカシ	3	イトヒバ	1
イヌシデ	1	ヤナギ	1
ムクノキ	1	サクラ	6
クスノキ	3	ヒマラヤスギ	2
イチョウ	16	カヤ	1
エノキ	1	スタジイ	1

出典：富士見市の環境

【課題】

- 保存樹林は土地所有者の意向などによる指定の解除があり、減少傾向となっています。面積の維持のため、保存樹林指定によるメリットのさらなる周知・啓発が求められます。
- 計画的な緑地の公有化による保全を図る必要があります。

◇主な取組

行政の取組

- 保存樹木・樹林制度の更なる普及啓発を図ります。
- 国の緑地保全制度の活用などにより、計画的な緑地の公有化を進めます。
- 社寺林・斜面林・緑地・里地里山環境の保全を推進します。
- 公共事業の際に既存樹木・樹林の保全に努めます。
- 先進自治体における樹林の多面的機能の活用について研究し、市内での活用を検討します。
- 樹木医や造園業者の活用等による枯損木対策の検討も含め、継続的な対策を図ります。
- 施設の屋上緑化・壁面緑化に取り組みます。（再掲）

市民・事業者に期待される取組

- 保存樹木・樹林制度を活用し、所有する緑の管理を推進します。
- 森林整備や緑化活動に積極的に参加します。(再掲)
- 家庭や事業所の緑化に努めます。(再掲)

市民

事業者

市民

事業者

市民

事業者

◇施策の推進指標

本施策については前掲「施策1-④温室効果ガス吸収源対策の推進」との関連性が高いことから、同様の推進指標とします。

指標	現状値	目標値
市域の森林・緑地等の面積 (都市緑地、緑の散歩道、 市民緑地の合計面積)	25.5ha 【R3 (2021)】	調整中 【R14 (2032)】
保存樹林の指定数	14箇所 【R3 (2021)】	調整中 【R14 (2032)】

施策2-② 河川・水路等の水辺環境の保全管理

◇現状と課題

【現状】

- 富士見市は新河岸川、荒川、柳瀬川などをはじめとした河川や、広大な水田など、水辺環境が豊富なまちです。
- 第2章「富士見市を取り巻く現況」で示したとおり、河川の水質調査を定期的を実施し、水質は概ね改善傾向にあることから、これまでの水質保全の取組成果が表れています。
- 「川の国応援団」の活動を支援するため、埼玉県・川の国応援団・市による覚書を結び、水辺環境の保全を図っています。
- 生活排水対策の推進として、公共下水道の整備や水質汚濁の防止に向けた取組を実施しています。
- 公共下水道整備率は令和3年度で86.7%となり、県内の平均値を上回っています。

【課題】

- 水辺環境の美化に向けた取組の実施や市民・事業者への啓発を継続する必要があります。
- 浄化槽の適正な管理が求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 市内河川の水質調査を継続し、河川水質の監視を行います。
- 水辺環境の美化方法について検討し、推進します。
- 国や県と連携し、水辺環境の保全を推進します。
- 市民が自発的に水辺環境の保全に取り組める体制づくりを検討します。
- 水とふれあう場の整備や機会の充実を図ります。
- 浄化槽の定期検査に関する普及・啓発により受検率の向上を図ります。

市民・事業者に期待される取組

- 生活排水を適切に処理するなど、水辺環境の保全に努めます。
- 浄化槽の定期的な清掃や点検などの適切な維持・管理に努めます。
- 水辺環境の保全活動に積極的に参加します。

市民

事業者

市民

事業者

市民

事業者

◇施策の推進指標

市内河川の水質調査では概ね環境基準を達成していますが、一部未達成の項目があることから、水質保全を推進する必要があります。また、公共下水道は令和6年に整備率100%を目指し、整備を進めています。

浄化槽定期検査受検率は年々増加傾向にありますが、県内最下位となっており改善が必要です。

指標	現状値	目標値
市内河川の水質調査の 環境基準達成項目	未達成項目3項目 【R3 (2021)】	全項目達成 【R14 (2032)】
公共下水道整備率	86.7% 【R3 (2021)】	100% 【R6 (2024)】

施策の方針 2-2 湧水の保全・活用

施策 2-③ 湧水地の保全と適切な維持管理

◇現状と課題

【現状】

- 令和3年度の調査では29箇所の湧水を確認し、水温や湧水量等を測定しています。過年度と比較して湧出量の増減が激しい箇所も見受けられました。
- 湧出量の全体的な傾向としては、減少傾向となっています。
- 「富士見市湧水と緑の活用基本方針」を令和3年度に策定し、湧水の活用・整備方針を示しました。
- 宅地開発などに伴い、本来斜面林から湧出する地下水が埋設管を通して側溝等に流下している地点も散見されています。

【課題】

- 湧水地を十分に管理していない地点もあり、適切な維持管理方法の検討が求められます。
- 遊水地の周辺環境も含めた湧水地の保全と維持管理が必要です。
- 減少傾向にある湧水量を増やす取組が必要です。
- 関係部署と連携した事業の取組の検討が求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 市民と協働した湧水地の維持管理方法の検討や、湧水を有する公園の維持管理を行います。
- 「富士見市湧水と緑の活用基本方針」に基づく湧水地の適切な整備を行います。
- 湧水地を整備する際は、生態系に配慮した整備手法で行います。
- 湧水地及びその周辺の開発を行う際は、生態系に配慮した開発を行うよう要請します。
- 雨水浸透設備の設置を促進します。
- 市民や事業者からの情報収集に努めます。

市民・事業者に期待される取組

- 湧水地の美化に努めます。
- 行政と連携した湧水地の保全に努めます。
- 開発を行う際は生態系の保全に配慮するよう努めます。

市民

事業者

市民

事業者

市民

事業者

◇施策の推進指標

「富士見市湧水と緑の活用基本方針」では、湧水の活用・整備方針を示しており、今後、湧水地の整

備を進めていきます。

指標	現状値	目標値
「富士見市湧水と緑の活用基本方針」における整備計画に基づく整備済湧水地の件数	— 【R3 (2021)】	調整中 【R14 (2032)】
市内の湧水箇所	29箇所 【R3 (2021)】	維持 【R14 (2032)】

施策2-④ 湧水の周知と利活用の推進

◇現状と課題

【現状】

- 湧水は水そのものの活用のほか、様々な生きものが水飲み場として利用するなど、生態系の維持にも役立っています。
- 湧水マップを作成し、毎年、小学生に配布を行い、市内の湧水の周知を行っています。
- 「富士見市湧水と緑の活用基本方針」では、3つの活用拠点（ハケ上東緑地公園・江川親水公園、市民緑地御庵、市民緑地谷津の森）を結んだルートで重点整備計画を検討しています。
- 令和3年度に市民への湧水に関する情報や今後の活用方針の周知を目的として湧水見学会を実施しました。
- 令和3年度に実施した市民アンケートによると、「湧水の保全と啓発」に対して、「重要である」「やや重要である」の回答率は56.4%となっており、前回の平成23年度の50.9%から上昇しています。
- 環境省が令和2年度までに把握している湧水地は全国で約16,000件ののぼり、うち埼玉県では約300件が把握されています。現在、富士見市では29件の湧水地が確認されており、県内でも上位の湧水数となっています。

【課題】

- 湧水マップを活用したイベント開催など、湧水マップの更なる活用方法等の検討が必要です。
- 令和3年度に実施した市民アンケートによると、「湧水の存在」に対する満足度を問う設問では、「どちらともいえない」の回答率が60%以上となっており、湧水の存在や湧水が持つ環境機能をアピールすることが重要です。
- 湧水地の整備・開発を行う際は、生態系に配慮することが求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 周辺生態系に配慮しながら「富士見市湧水と緑の活用基本方針」に基づく湧水の活用・整備を実施します。
- 湧水マップの活用などによる、市民参加型イベントの定期的な開催を検討します。
- 市民と協働した湧水調査の実施を検討します。
- 湧水の活用方法を検討します。
- 湧水に関する情報発信などにより、市民・事業者との情報共有を図ります。
- 市民や事業者からの情報収集に努めます。

市民・事業者に期待される取組

- 行政が主催するイベントに参加するなど、湧水への関心を高めます。
- 市民間でも湧水に関する情報の発信を図ります。

市民

事業者

市民

- 湧水の活用方法について検討します。

市民

事業者

◇施策の推進指標

「富士見市湧水と緑の活用基本方針」では、湧水の活用・整備方針や湧水の多面的機能の活用方針を示しています。

湧水地の整備や情報発信、利活用の推進などにより、湧水そのものや周辺の生態系の保全を進めます。

指標	現状値	目標値
湧水に関する市民参加型イベントの定期開催	0回/年 【R3 (2021)】	1回/年 【R14 (2032)】
「湧水の存在」に対する満足度 【市民アンケート (満足+やや満足)の割合】	11.4% 【R3 (2021)】	41.4% 【R14 (2032)】

コラム

湧水の多面的機能

湧水は、生活用水や農業用水として利用されるほか、自然環境の保全機能（生物多様性の確保等）、都市環境の改善機能（ヒートアイランド減少の緩和等）、防災機能（災害時の活用等）、教育や文化、レクリエーション機能等、人々の暮らしに役立つ様々な機能を有しています。

「富士見市湧水と緑の活用基本方針」では、それぞれの湧水の状況に応じて適切に活用し、湧水の持つ多様な機能を活かす方針を示しており、湧水のさらなる魅力・機能向上を図っています。

水資源（生活・農業用水等）機能

自然環境保全機能

都市環境の改善機能

防災機能

教育・文化、
レクリエーション機能

施策の方針 2-3

生物多様性の保全 《富士見市生物多様性地域戦略》

富士見市生物多様性地域戦略

1. 個別計画としての策定の背景

「生物多様性」とは生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接・間接的に支え合って生きています。私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生きものが関わりあう生態系からの恵み（生態系サービス）によって成り立っています。また、多様で豊かな生きものは現在及び将来の人間にとって有用な価値を持つだけでなく、多様な文化を育む源泉となり、地域ごとの固有の財産として必要不可欠なものといえます。私たちは、こうした生物多様性の保全と持続可能な利用に関する重要性を踏まえ、自然と人との調和のとれた健全な関わりを社会の隅々に広げ、将来にわたり自然の恵みを得られるよう、豊かな社会をつくる必要があります。

生物多様性を守る世界的な取組として、平成4（1992）年に生物多様性条約が採択され、平成5（1993）年に発効しました。平成22（2010）年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では、生物多様性に関する平成23（2011）年以降の新たな世界目標「愛知目標」が採択されました。愛知目標は長期目標として「自然と共生する世界」の実現、2020年までの短期目標として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」と20の個別目標を掲げました。

このような国際情勢の中、日本においても条約を締結し、平成24（2012）年9月に愛知目標を達成するための国別目標などを盛り込んだ「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定されました。

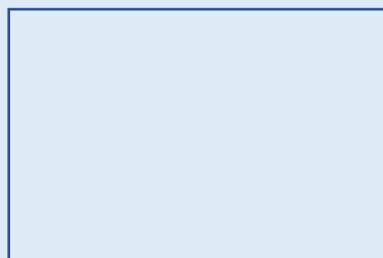
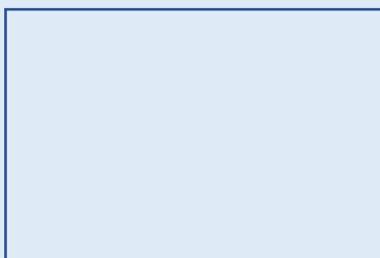
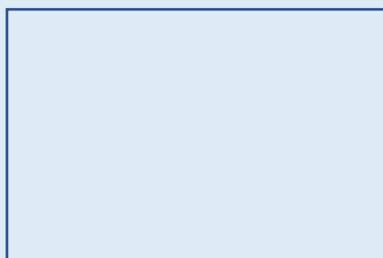
愛知目標の達成に向けて各国が生物多様性の状況や取組の優先度などに応じて必要な国別目標を設定し、「生物多様性国家戦略」の中に組み込み、取組を進めてきました。しかし、国際連合の報告書「地球規模生物多様性概況（第5版）」によると、20の個別の目標のうち完全に達成できたものはありませんでした。目標達成には、さらなる社会変革が必要とされ、次の国際的な目標（ポスト2020生物多様性枠組）の策定に向けたプロセスは、平成30（2018）年にエジプトで開催されたCOP14において決定され、これに基づき公開ワーキンググループや海洋、自然再生、保護地域等のテーマ別ワークショップ、地域ワークショップ等が順次開催されています。

富士見市では生物多様性を保全する取組を環境基本計画における自然環境分野の施策として展開してきました。昨今の国際的・全国的な生物多様性の保全に向けた取組が活発化する情勢を踏まえ、より実効性の高い施策・取組とするため富士見市多様性地域戦略を策定します。

コラム

生物多様性ってなんだろう

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生きものは 40 億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとしています。



II. 個別計画としての位置づけと期間

富士見市生物多様性地域戦略（以下「生物多様性地域戦略」という）は、「生物多様性基本法」（平成 20 年 6 月 6 日法律第 58 号）に基づくもので、国家戦略を基本とし、県の地域戦略や、市の関連する各種計画と整合性を図り、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進する戦略です。

本計画では、「施策の方針 2－3 生物多様性の保全《富士見市生物多様性地域戦略》」を生物多様性基本法に基づく地域戦略として位置づけるものとします。

生物多様性地域戦略の計画期間は、本計画の計画期間との整合を図り、令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度までの 10 年間とします。

III. 生物多様性地域戦略策定にあたっての現状

① 地形・地質

「第 2 章 富士見市を取り巻く現況」で記載したとおり、富士見市は南西部の武蔵野台地と北東部の荒川低地との境の斜面からいくつもの湧水が湧く、都市近郊でも貴重な湧水が存在するまちであり、水辺環境の豊富さが特徴です。

地質は、台地部が火山灰の風積からなる赤土（ローム）でおおわれているのに対して、低地部は主に黒泥層により形成されています。これは、氷河期の後期に起きた海面上昇により、低地部が海となっていたことによるものであり、台地縁辺部には縄文時代の人びとの生活を今に伝える貝塚などの遺跡が数多く残存しています。

② 富士見市の動植物

「第 2 章 富士見市を取り巻く現況」で記載したとおり、起伏のある地形や水田、湧水、河川等の水辺環境が豊富な富士見市には、多くの動植物が生息・生育しています。

北東部の荒川低地では水田地帯を形成し水田雑草群落が広がっており、南西部の武蔵野台地では、宅地化が進み市街地が広がっていますが、シラカシ・ケヤキ林やコナラ・クヌギ林から成る斜面林や社寺林が点在しています。（資料編：「植生図」参照）

また、令和 3 年度に行った調査で確認された動植物の多くは、富士見市の水辺環境が豊富な状況を反映し、水辺に生息する種も多く確認され、樹林環境では森林性の動植物が多く確認されました。

環境省レッドリスト 2020 および埼玉県レッドリスト 2018 に記載されている種は、植物 15 種、両生類 2 種、爬虫類 6 種、鳥類 25 種、昆虫類 11 種、魚類 2 種、水生生物 3 種が確認され、いずれも水田や湿地等の水辺を中心に確認されています。

項目	種数	注目すべき種	確認されたレッドリスト記載種の例
植物	391 種	15 種	タコノアシ、ゴギツル、ウスゲチョウシタデなど
哺乳類	9 種	—	—
両生類	5 種	2 種	トウキョウダルマガエル、アズマヒキガエル
爬虫類	8 種	6 種	シマヘビ、ヒバカリ、ヤマカガシなど
鳥類	68 種	25 種	チュウサギ、オオタカ、ハヤブサなど
昆虫類	544 種	11 種	ナゴヤサナエ、ネアカヨシヤンマ、ヒロウドサシガメなど
魚類	21 種	2 種	ホトケドジョウ、ミナミメダカ
水生生物	87 種	3 種	ナミウスムシ、サワガニ、アオヤンマ

生きものの写真を掲載

③ 富士見市の生態系

富士見市では田畑と斜面林・社寺林、河川敷の草地などから成る里地里山環境および新河岸川等の河川環境の生態系が構築されています。更に、富士見市の特徴である湧水を取りまく生態系もあり、様々なタイプの生態系が存在しています。

富士見市で確認されたオオタカは、生態系上位種として豊かな生態系の象徴であり、確認されたレッドリストに記載されている他の希少生物が引き続き生息できる自然環境を保全することが重要です。

市内の様々な自然環境の写真を掲載

IV. 対象地域と目標

富士見市の豊かな自然環境の保全を推進するため、市全域を対象とし、生物多様性地域戦略の目標を以下に定めることとします。

目標（目指すべき社会）

多様な生きものと共生し、自然と

調和のとれた健全で豊かな社会を目指す

施策 2-⑤ 生育・生息環境と生きものの保全

◇現状と課題

【現状】

- 市内には水田や河川等の豊富な水辺環境、斜面林や社寺林からなる森林環境に加え、富士見市の特徴である湧水環境など様々な生態系が存在します。
- 令和3年度の調査では、植物391種、哺乳類9種、両生類5種、爬虫類8種、鳥類68種、昆虫類544種、魚類21種、水生生物87種の生息が確認されています。湧水環境や森林環境等でオオタカ、ホトケドジョウ、サワガニなどの希少な生きものが確認されました。
- アレチウリやアライグマなどの特定外来生物を含む外来生物も確認されています。
- アライグマの積極的な捕獲や外来植物の駆除などに関する普及啓発を行い、外来生物対策を推進しています。

【課題】

- 多種多様な生きものが生息できるよう、減少傾向にある緑や農地を維持していくことが求められます。
- 生息地周辺の環境も含めた希少な生きものの保全を推進する必要があります。
- 在来生物の保全のため、外来生物対策を強化する必要があります。
- 生きものの生息状況を定期的に把握し、状況に応じて保全措置を講じることが求められます。
- 自然環境の保全活動に取り組んでいる団体に対する更なる支援体制の構築が求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 社寺林・斜面林・緑地・里地里山環境の保全を推進します。
- 国や県と連携し、水辺環境の保全を推進します。
- 湧水とその周辺の水辺環境における生態系の保全を推進します。
- 周辺生態系に配慮した既存ビオトープの維持管理を行うとともに、新たなビオトープの創出を検討します。
- 外来生物の生息状況を把握し周知を図るとともに、適切な防除対策を行います。
- 希少な生きものの生息状況を把握し、周辺環境の保全を図るため、動植物調査を継続します。
- 自然環境の保全活動に取り組んでいる団体に対し、協働事業提案制度などを用いた支援の仕組みを検討します。
- 既存農家および新たな農業の担い手を支援します。
- 環境配慮型農業を推進します。
- 遊休農地等に関する有効活用を推進します。

市民・事業者に期待される取組

- 生物多様性の保全に配慮した生活・事業活動に努めます。
- ペットは責任を持って終生飼育します。
- 生態系に影響がある特定外来生物の駆除活動に協力します。
- 市民・事業者・行政間で情報の共有を図ります。
- 開発の際にその地域の生態系に配慮します。

市民

事業者

市民

事業者

市民

事業者

市民

事業者

事業者

◇施策の推進指標

令和3年度の調査で確認されたオオタカは、本市の陸上生態系の頂点に君臨する生きもののひとつです。オオタカが生息するためには、豊富な餌資源と繁殖場所となる森林環境が必要であり、本種の生息は豊かな生態系の指標となります。また、現時点で確認されている希少な生きものを保全し、良好な生息環境を維持することが求められます。

指標	現状値	目標値
オオタカの生息	確認 [R3 (2021)]	確認 [R14 (2032)]
市域の森林・緑地等の面積 (都市緑地、緑の散歩道、 市民緑地の合計面積)【再掲】	25.5ha [R3 (2021)]	調整中 【R14 (2032)】
保存樹林の指定数【再掲】	14箇所 [R3 (2021)]	調整中 【R14 (2032)】

施策 2-⑥ 生物多様性に対する理解の促進

◇現状と課題

【現状】

- 生物多様性国家戦略では「生物多様性の認知度」の目標を令和元年度までに75%以上としていましたが、国の進捗状況では令和元年度の認知度は51.8%にとどまっています。
- 市民アンケートによると自然環境に対する満足度及び重要度について、「生物多様性の保全」について「よくわからない」の割合が全項目の中で最も高く、生物多様性の重要性について理解を深める必要があります。また、児童アンケートでは、外来生物の問題について「知らない」の回答率が34.4%となっており、生物多様性に関する問題の認知度が低いことが推察できます。

【課題】

- 生物多様性の認知度を向上させる必要があります。
- 生物多様性について正しい理解を普及させる必要があります。

◇主な取組

行政の取組

- 生物多様性に関する情報の発信や出前講座等を実施し、周知を図ります。
- アライグマなどの外来生物が与える影響などについて周知します。
- 市民や市民団体と協働した自然観察会の実施を検討します。
- 市民や事業者からの情報収集に努めます。

市民・事業者に期待される取組

- 生物多様性に対して関心を高め正しい理解を深めます。
- 市民・事業者・行政間で情報の共有を図ります。(再掲)

市民

事業者

市民

事業者

◇施策の推進指標

生物多様性の保全には、市民・事業者・行政全員で生物多様性に対する理解を深めることが重要です。その第一歩として認知度を向上させる必要があります。

指標	現状値	目標値
生物多様性の認知度	— [R3 (2021)]	75%以上 [R14 (2032)]

注：目標値は国の目標設定と整合を図ることとし、目標値の達成度合いはアンケート調査により把握することとします。

施策 2-⑦ 生きものと触れ合う機会の充実と保全活動の推進

◇現状と課題

【現状】

- 市の水生生物調査を体験する「川の生きもの調査・観察会」を実施しています。
- 地域を流れる柳瀬川に親しみながら河川について学習することにより、自然環境への関心を高めることを目的として、講師の指導の下、リバーウォッチングを行う「川の探検隊」を開催しています。
- 市民団体に協力し、諏訪の森や石井緑地公園の手入れなど自然環境の保全活動に取り組んでいます。
- 市民アンケートによると10年前と比較した「生きものとのふれあい」について「悪くなった」「やや悪くなった」の回答率が20.7%となっており、他の項目よりも高い結果となりました。
- 児童アンケートによると「遊びのなかで植物や生き物にふれる機会があるか」について「したことがない」の回答率はほぼすべての項目で30%以上となっています。また、項目によって学校ごとに回答率が違う傾向もありました。また、「田畑・家庭菜園・花作りの手伝いをする」について「したことがない」の回答率は39.4%と比較的高い値となっています。
- 環境配慮型農業の推進及び地産地消の推進の取組として、菜の花の種の配布・緑肥化や、認定農業者等チャレンジ支援補助金による支援を行っています。

【課題】

- 市民団体への支援・協力体制の強化が求められます。
- 生きものとのふれあいの場とふれあいの機会を増やすことが求められます。
- 里地里山環境の一端を担う農地は減少傾向にあることから保全に努めるとともに、自然とのふれあいの場として機能させることが求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 自然や生きものとのふれあいの場をつくり、維持します。
- 自然や生きものとのふれあいの場の情報提供を行います。
- 「川の生きもの調査・観察会」をはじめとする観察会の実施を検討します。
- 自然環境の保全活動に取り組んでいる団体に対し、協働事業提案制度などを用いた支援の仕組みを検討します。(再掲)
- 環境配慮型農業を推進します。(再掲)
- 地元農産物・特産品の普及啓発やそれらを利用した学校給食や地域ブランド化に努めるなど、地産地消を推進します。
- 体験型農園など農業に触れ合う機会の充実を図ります。

市民・事業者に期待される取組

- 観察会や農業体験などのイベントに積極的に参加します。 市民 事業者
- 生物多様性の保全に配慮した生活・事業活動に努めます。(再掲) 市民 事業者
- 生態系に影響がある特定外来生物の駆除活動に協力します。(再掲)
- 自然とふれあいの機会を増やします。 市民 事業者
- 地元農産物の利用に努めます。 市民 事業者

◇施策の推進指標

自然や生きものとのふれあいの場を創出・保全し、生物多様性への関心を高めます。また、次世代を担う子どもたちの生物多様性に対する意識向上を図ります。

指標	現状値	目標値
川の生きもの観察会参加者数 (延べ人数)	85人 [R4 (2022)]	335人 [R14 (2032)]
「自然の生きものとのふれあい」 の満足度 【市民アンケート (満足・やや満足)の割合】	17.4% [R3 (2021)]	向上 [R14 (2032)]
「遊びのなかで植物や生きものに ふれているか」 【児童アンケート (したことがない)の割合】	26.4%~41.7% [R3 (2021)]	減少 [R3 (2021)]